

## 第 22 号 議 案

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

### 長崎県監査委員条例の一部を改正する条例

長崎県監査委員条例（昭和39年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査の着手) 第 5 条 法第75条第 1 項、第98条第 2 項及び第242条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第 6 項及び第 7 項、第235条の 2 第 2 項並びに第243条の 2 の 8 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。	(請求又は要求による監査の着手) 第 5 条 法第75条第 1 項、第98条第2項及び第242条第 1 項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第 6 項及び第 7 項、第235条の 2 第 2 項並びに第243条の 2 の 2 第 3 項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第19号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。